

# 年中行事消滅の契機について

——東京地方のサイノカミの祭りを事例として——

宮田満

## はじめに

民俗の都市化を分析したものの、はやくに柳田国男の『明治大正史世相篇』というすぐれた業績があるが、特に近年では宮田登氏によって都市民俗学が提唱され<sup>(1)</sup>、都市の心意あるいは都市民の生活感覚を、民俗学的視点から取り出そうという試みがなされている。

また、歴史学の立場からも近世都市の民俗について分析が加えられており、水江漣子氏は「近世江戸の民俗—水あびせについて」<sup>(2)</sup>で近世前期の江戸の民俗を取り上げ、

その性格と都市化を考察しており、仲村研氏は、「近世都

市の民俗と『京都町触集成』<sup>(3)</sup>で近世の京都町触の中から民俗の消滅と権力のかかわりを考察している。しかし、未だ民俗学には民俗資料を歴史の相において見

るという視点が弱く<sup>(4)</sup>、また、歴史学においては民衆の生活文化の基本を掘下げる分析が少ないようと思われる。そこで本稿では消滅した左義長または、サイノカミの祭りといわれる正月行事を取り上げ、その民俗の消滅の契機について考えてみたい。それは地域社会の変動と時代性、さらに政治的状況をも反映する史料として重要であり、民衆の生活と文化を考えるうえで、有用であると思うからである。その際、行事そのものの意義に関する諸問題は描いておくこととする。

## 一

民俗学の成果によれば、正月十五日の小正月の年中行事は、元旦の大正月の行事よりも複雑であり、種類も多いが、その中でも農事に関わりのふかい予祝行事と、種々の年占

とが目立つ。正月に訪れる年神の帰る時期（門松やしめかざりをとりはらう時期）は、七日前後（七日正月）と十五日（所もある）に火をたく行事が全国的に（<sup>5</sup>）行わられる。

正月の飾りものを焼く小正月の火祭りは、一般的に左儀長とかトンドまたはサイノカミと呼ばれている。左儀長とは、公家の間で小正月行事として行わってきた年中行事である。それは清涼殿の南庭に毬杖三本を組み立て、扇子、吉書、そして短冊などを添えて焼き払うものであった。サイノカミ（セエノカミ）とは、サエノカミ信仰の神名で塞

の神と表記される。中国伝来の旅行の神、道祖神に同定され、外敵を村境、峠、辻などで防御すると考えられた。しかし、本来的に塞の神は日本の境の神として固有にあった辻神信仰、境神信仰であり、道祖神とは異なると言われ（<sup>6</sup>）ている。その後、左義長はサイノカミの祭りと集合し伝承され、庶民的生活に応じた形式・方法で行われるようになり、さらに地方的名称や様式を生むに至った。そして、この行事には火を神聖視する気持ちなどがあると言われている。その伝承内容には、小正月に正月小屋を作つて焼いた神様が帰られるとか、あるいは、書初めをこの火にもやし、燃えさしが空高くあがると手があがる、この火で団子を焼

いて食べると風邪をひかない、その燃え残りを持ちかえつて除災招福のまじないとする、などがみられる。

左儀長または、サイノカミの祭りは、地域によって多少、伝承内容等に違いがみとめられるが、かつて、多摩地域をはじめ東京都内では広範囲に行われていた年中行事の一つである。近世の文献資料には左義長と記されることが多いが民間の伝承では一様にサイノカミ、セエノカミの名称で呼ばれ、正月の火祭り行事となつてている。なお、サイノカミ、サイノカミ焼き、サイト焼き、道祖神祭りなどの名称で呼ぶところは東日本、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、関東地方、東北地方である（<sup>7</sup>）と言われている。

例えば、武藏国多摩郡熊川村御料名主石川家に伝わる日記（<sup>8</sup>）の文政五年（一八二二）正月七日の条に、

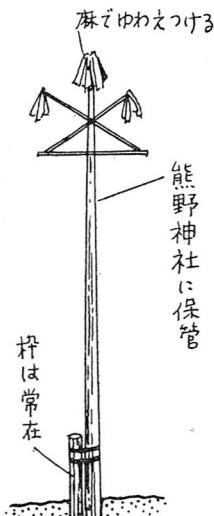
### 一、斎神集メ子供大義也

とあり、文政六年正月七日の条では

### 一、例之通、子供さひ神集メニ参り候也 と記述され、文政十年正月七日の条には

### 一、子供へ幸神祭初尾分廿四文遣す

とある。日記にはこれ以上、詳しい記述はされていないが、「斎神集メ」「幸神祭」とは熊川村で昭和三十年代まで伝えられていた年中行事のセーノカミである（<sup>9</sup>）とおもわれる。これは、正月七日の朝早く、尋常小学校の一年生から六年生くらいまでの子供が、各家毎に正月の飾りものや、



『福生市の民俗一年  
中行事一』より

### 焚上ル

さいの神の祭りで焚きあげている。大場家は代官であると同時に農業経営者<sup>(1)</sup>でもあったので、同家の年中行事には武家的な要素と農家としての部分が含まれているが、それは江戸近郊農村の年中行事の概要を示すものである。

江戸後期の国学者、小山田与清もその著『松屋筆記』<sup>(2)</sup>

で

と記しており、左義長、サイノカミの祭りが江戸後期には月の門松注連飾物などを村里の巷街にあつめ、十四日の夕これを焼きて道祖神を祭るを柴灯といへり、他國にもさる事ありなん、されどこれハ左義長の遺風なるべし、

と記しており、左義長、サイノカミの祭りが江戸後期には熊川村をはじめ、江戸近郊、武藏国の多摩郡、相模国、甲斐国の都留郡あたりで行われていたことが確認できる。

### 二

幕末、天保期（一八三〇～四三）に鈴木牧之は、その著『北越雪譜』<sup>(3)</sup>に

斎の神の祭

吾が国正月十五日に斎の神のまつりといふは左義長なり。（略）正月十五日、正月にかざりたるものがあつめて燃やす、これ左義長とて昔よりする事なり。（略）

おそなえをのせた半紙などを集め（各家では、半紙を出すさい、おさい錢をあげる）、もらってきた半紙で幣を切って、長い棒の先へゆわえ付け、道辻などへ建てる。そして、十四日の早朝、セーノカミを建てた場所に集めておいた正月飾りやダルマを内出では新坂下の田んぼの道辻へ三メートルくらいに積み上げ、部落内を「ダンゴ焼き」と呼んで歩き、人を集め火をつける、という形式で行われていた。

世田谷新宿に住む、彦根藩世田谷領二十ヶ村世襲代官大場家は、文化六年（一八〇九）に同家の家例年中行事<sup>(4)</sup>をまとめている。記載によると年の暮れ十二月十三日に煤払いを行ひ

一、古大札并古守り札。神縄。煤払竹共一緒ニ集、清淨之地ニ置、正月十五日朝、さいの神へ出シ焚上ル。

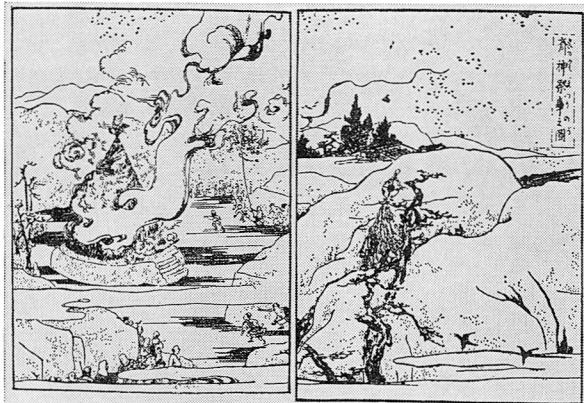
古くなつたお札や大掃除に使用した煤払いの竹などは清浄な所へ置き、翌年の正月十五日に

一、さいの神祭 十四日、十五日二限。

煤払竹、古札類、神縄、守り類さいの神へ為持遣し

吾が郡中にて小千谷といふ所は人家千戸にあまる饒地なり。それゆえに斎の神のまつりも盛大なり。(略)他国にもする事なり。或人の話に此事百余年前までは江戸にもありしが、火災をはゝかるために禁下てやみたりとぞ。

と越後の小千谷で盛大に行われている斎の神のまつりについて詳述し、この行事は百余年以前には江戸でも行われて



斎神祭事の図『北越雪譜』

いたと記している。

また、喜多村信節が天保元年(一八三〇)に著した『嬉遊笑覧』<sup>(14)</sup>には

坊間の爆竹は制ありて止しかど、猶田舎には行ふ処多し〔左義長の法度〕「誰身の上」明暦二年たうどに立る大竹の云々、明暦元年乙未十二月廿二日町触、左義長に薪沢山に積みかさね焼申間敷事、寛文六年午正月跡々より如申付候、町中にて十四日十五日さきてう焼候儀御法度候間、此旨相守可申候、勿論さいの神往行の妨に罷成候間、是又為致申間敷候。此頃いまだ止ざりしなるべし

とある。喜多村信節によれば、鈴木牧之が百余年前に江戸では火災をはばかりて禁止されたと記した左義長は、明暦元年(一六五五)、寛文六年(一六六六)に禁止の町触が出されたということになる。

そこで、江戸の町奉行から町住民に出された法令、すなわち町触<sup>(15)</sup>をみると、喜多村信節が記した明暦、寛文年間よりも古く、左義長禁止(この時点では禁止と言うよりも制限と言るべきであるが)の町触は出させていたが、慶安元年(一六四八)を初見として、以後、宝暦五年(一七五五)までおおよそ百年の間に十数回にわたって、左義長禁止の町触が出されている。これらの町触を表にすると次のとおりである。

<p>1 正月之水あひせ二笠鉢已下仕、大勢寄合候事、少さむわかしき風情</p> <p>2 一 従前より申請候、正月之水あひせ二笠鉢已下仕、金領之領時給金物祭類少も付 參禱奉付、堅篤申間教候、若御火候へ、穿鑿上急度申付へく候 間、左様ニ相心善申事、 一 正月之水あひせ二笠鉢已下仕、大勢寄合候事、少さむわかしき風情</p>	<p>I 子穂月廿九日</p>	<p>1 正月之水あひせ二笠鉢已下仕、大勢寄合候事、少成共 あひた、教誨申間教候、ゆかたにて言事無事様ニ可仕事、 一 正月之水笠鉢已下仕、新洪山二積重ね、たき申間教事、 一 正月之水松十五日遣頭可申事、</p>
<p>(1) 承応二年</p> <p>中社申中番祭無油斷、左腰火候候有へ町集捕、早ニ御頭所江可申上候、若見のかしに往候へ、曲事なるべき事、</p> <p>一 茅時分より古經賀出候事、方々面貢申由來候間、此以前も法度知申付候、體頭申間教候、苦禱出買申おるて可為曲事事、</p> <p>一 例年のこと、正月のはあはま矣井引領板木造跡給金物祭類少る 付申間教候、勿論諸物さる申間教事、</p> <p>一 前より如申付候、正月之水あひせ二笠鉢已下仕候事、少成共おひな、教誨申間教候、ゆかたにて言事無事様ニ可仕事、</p> <p>一 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、</p> <p>一 門禁十五日遣頭可申事、</p> <p>概月 右は巳十二月十一日御頭、町中連判、</p>	<p>1 町中榜之并御埋三首御毛成者侍立、追刻など致候由に教間、町中社申中番祭無油斷、左腰火候候有へ町集捕、早ニ御頭所江可申上候、若見のかしに往候へ、曲事なるべき事、</p> <p>一 茅時分より古經賀出候事、方々面貢申由來候間、此以前も法度知申付候、體頭申間教候、苦禱出買申おるて可為曲事事、</p> <p>一 例年のこと、正月のはあはま矣井引領板木造跡給金物祭類少る 付申間教候、勿論諸物さる申間教事、</p> <p>一 前より如申付候、正月之水あひせ二笠鉢已下仕候事、少成共おひな、教誨申間教候、ゆかたにて言事無事様ニ可仕事、</p> <p>一 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、</p> <p>一 門禁十五日遣頭可申事、</p> <p>概月 右は巳十二月十一日御頭、町中連判、</p>	<p>(1) 承応二年</p> <p>中社申中番祭無油斷、左腰火候候有へ町集捕、早ニ御頭所江可申上候、若見のかしに往候へ、曲事なるべき事、</p> <p>一 茅時分より古經賀出候事、方々面貢申由來候間、此以前も法度知申付候、體頭申間教候、苦禱出買申おるて可為曲事事、</p> <p>一 例年のこと、正月のはあはま矣井引領板木造跡給金物祭類少る 付申間教候、勿論諸物さる申間教事、</p> <p>一 前より如申付候、正月之水あひせ二笠鉢已下仕候事、少成共おひな、教誨申間教候、ゆかたにて言事無事様ニ可仕事、</p> <p>一 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、</p> <p>一 門禁十五日遣頭可申事、</p> <p>概月 右は巳十二月十一日御頭、町中連判、</p>
<p>(2) 明暦元年</p> <p>一 如前より正月之水淹せに笠鉢已下仕、大勢寄合さむわかしき風情</p> <p>教發、いかにも言事無之様ニ可仕事、</p> <p>一 正月之水かさり、十五日前ハ北野堂より左右次第取可申事、</p> <p>一 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、</p> <p>一 桜月 右は十二月廿一日御頭、町中連判、</p>	<p>1 町中榜之并御埋三首御毛成者侍立、追刻など致候由に教間、町中社申中番祭無油斷、左腰火候候有へ町集捕、早ニ御頭所江可申上候、若見のかしに往候へ、曲事なるべき事、</p> <p>一 茅時分より古經賀出候事、方々面貢申由來候間、此以前も法度知申付候、體頭申間教候、苦禱出買申おるて可為曲事事、</p> <p>一 例年のこと、正月のはあはま矣井引領板木造跡給金物祭類少る 付申間教候、勿論諸物さる申間教事、</p> <p>一 前より如申付候、正月之水あひせ二笠鉢已下仕候事、少成共おひな、教誨申間教候、ゆかたにて言事無事様ニ可仕事、</p> <p>一 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、</p> <p>一 門禁十五日遣頭可申事、</p> <p>概月 右は十二月廿一日御頭、町中連判、</p>	<p>1 町中榜之并御埋三首御毛成者侍立、追刻など致候由に教間、町中社申中番祭無油斷、左腰火候候有へ町集捕、早ニ御頭所江可申上候、若見のかしに往候へ、曲事なるべき事、</p> <p>一 茅時分より古經賀出候事、方々面貢申由來候間、此以前も法度知申付候、體頭申間教候、苦禱出買申おるて可為曲事事、</p> <p>一 例年のこと、正月のはあはま矣井引領板木造跡給金物祭類少る 付申間教候、勿論諸物さる申間教事、</p> <p>一 前より如申付候、正月之水あひせ二笠鉢已下仕候事、少成共おひな、教誨申間教候、ゆかたにて言事無事様ニ可仕事、</p> <p>一 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、</p> <p>一 門禁十五日遣頭可申事、</p> <p>概月 右は十二月廿一日御頭、町中連判、</p>
<p>(3) 明暦二年</p> <p>一 従前より申請候、正月之水あひせ二笠鉢已下仕、金領之領時給金物祭類少も付 參禱奉付、堅篤申間教候、若御火候へ、穿鑿上急度申付へく候 間、左様ニ相心善申事、</p>	<p>1 町中火之木念を二候ニ付、近頃町方より出火無事、 云止候と相見、度々町方各處失火、若重再出火候へ、逐々警火 之火不浄法ニ仕立たる子供へ、空元店からハ不落申、家主三人組迄 為監督、急度可申付候事、</p>	<p>1 町中火之木念を二候ニ付、近頃町方より出火無事、 云止候と相見、度々町方各處失火、若重再出火候へ、逐々警火 之火不浄法ニ仕立たる子供へ、空元店からハ不落申、家主三人組迄 為監督、急度可申付候事、</p>
<p>(4) 明暦三年</p> <p>一 従前より申請候、正月之水あひせ二笠鉢已下仕、金領之領時給金物祭類少も付 參禱奉付、堅篤申間教候、若御火候へ、穿鑿上急度申付へく候 間、左様ニ相心善申事、</p>	<p>1 町中火之木念を二候ニ付、近頃町方より出火無事、 云止候と相見、度々町方各處失火、若重再出火候へ、逐々警火 之火不浄法ニ仕立たる子供へ、空元店からハ不落申、家主三人組迄 為監督、急度可申付候事、</p>	<p>1 町中火之木念を二候ニ付、近頃町方より出火無事、 云止候と相見、度々町方各處失火、若重再出火候へ、逐々警火 之火不浄法ニ仕立たる子供へ、空元店からハ不落申、家主三人組迄 為監督、急度可申付候事、</p>
<p>(5) 寛文二年</p> <p>一 跡より如申付候、町中二月十四日十五日左儀長爲申儀御法度二候間、一切仕間教候、若相宵、 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、</p>	<p>1 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、 一 徒可申付候、町中二月十四日十五日左儀長爲申儀御法度二候間、一切仕間教候、若相宵、 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、</p>	<p>1 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、 一 徒可申付候、町中二月十四日十五日左儀長爲申儀御法度二候間、一切仕間教候、若相宵、 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、</p>
<p>(6) 寛文三年</p> <p>天和二年迄此御文言】</p>	<p>4 正月廿九日 〔采春 〔附錄 四年寄三八</p>	<p>3 寅正月六日 町年寄三八</p>
<p>(7) 延宝八年</p> <p>一 跡より如申付候、町中二月十四日十五日左儀長爲申儀御法度二候間、一切仕間教候、若相宵、 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、</p>	<p>1 町中火之木念を二候ニ付、近頃町方より出火無事、 云止候と相見、度々町方各處失火、若重再出火候へ、逐々警火 之火不浄法ニ仕立たる子供へ、空元店からハ不落申、家主三人組迄 為監督、急度可申付候事、</p>	<p>1 町中火之木念を二候ニ付、近頃町方より出火無事、 云止候と相見、度々町方各處失火、若重再出火候へ、逐々警火 之火不浄法ニ仕立たる子供へ、空元店からハ不落申、家主三人組迄 為監督、急度可申付候事、</p>

カキなし  
仕間教候、而ミ屋敷之内斗ニ西、其家之者共二面添せ後儀は苦かる

開敷事、

一 町ミ之落共出舍、町中ニ前坐あひ坐、其上御頭品江召連人族等、堅無用之事、

一 正月之水がさり、十五日前ハ北方タ一左右改第取可申事、

一 左義長ニ新洪山二積かされ、たき申間教事、  
十二月  
右は申十二月六日御頭、町中連判、

表. 左義長禁止関係町触 (『正宝事録』より抜粋)

II

申付者也、	
正月十日 申付 右御触町中連判、	正月 右は亥正月十四日御触、町中連判、
(八) 延宝九年 九 焚 火用心情を入、油磨仕間敷設、堅無用可仕候、并かさり道 一 路々如相触候、町中ニ左義長禁止敷設、堅無用可仕候、并かさり道 具も屋敷之内海道二百焼申間敷候、但、舟ニ積候共とも、薪にいた し候共、勝手次第なるべき事、	(九) 天和四年 九 焚 火用心情を入、油磨仕間敷設、堅無用可仕候、若火事揚 一 町中火事出来候、火消人足跡を之とく卓と出可申候、若火事揚 江差集役難成候へ、海道庁所往々除三不燒燒集り申候、此方 差役次第、情を出し火消可申候、若人足見不申候は曲事なるべく 候、以上、
正月十日 右御触町中連判、	正月十日 申付 (十) 天和三年 九 焚 火用心情を入、油磨仕間敷設、堅無用可仕候并がさり之 一 路々如相触候、町中ニ左義長禁止敷設、堅無用可仕候并がさり之 道も屋敷之内住居の邊二百焼申間敷設、但船ニ積候共、薪ニ致 候とも勝手次第なるべき事、
正月十日 右御触町中連判、	正月十日 申付 (十一) 天和四年 九 焚 火用心情を入、油磨仕間敷設、堅無用可仕候并がさり道 一 路々如相触候、町中ニ左義長禁止敷設、堅無用可仕候并がさり道 具も屋敷之内又は住居の邊二百焼申間敷設、但船ニ積候共、薪ニ致 候江差集役又は船ニ致候共可為點火次第、
正月十日 右御触町中連判、	正月十日 申付 (十二) 元禄十六年 九 焚 火用心情を入、油磨仕間敷設、堅無用可仕候并がさり之 一 路々如相触候、町中ニ左義長禁止敷設、堅無用可仕候并がさり道 具も屋敷之内又は住居の邊二百焼申間敷設、但船ニ積候共、薪ニ致 候江差集役又は船ニ致候共可為點火次第、
正月十日 右御触町中連判、	正月十日 申付 (十三) 正徳六年 九 焚 火用心情を入、油磨仕間敷設、堅無用可仕候并がさり之 一 路々如相触候、町中ニ左義長禁止敷設、堅無用可仕候并がさり道 具も屋敷之内又は住居の邊二百焼申間敷設、但船ニ積候共、薪ニ致 候江差集役又は船ニ致候共可為點火次第、
正月十日 右御触町中連判、	正月十日 申付 (十四) 宝曆五年 九 焚 火用心情を入、油磨仕間敷設、堅無用可仕候并がさり之 一 路々如相触候、町中ニ左義長禁止敷設、堅無用可仕候并がさり道 具も屋敷之内又は住居の邊二百焼申間敷設、但船ニ積候共、薪ニ致 候江差集役又は船ニ致候共可為點火次第、
正月十日 右御触町中連判、	正月十日 申付 正月十二日 右御触町中連判、
正月十二日 右御触町中連判、	正月十二日 申付 正月十二日 右御触町中連判、

触とほぼ同文言の町触が出されている。

次に、左義長禁止の町触を比較考察してみたい。前掲の表のとおり条文の文言をはじめ、その内容にも時期をおつて変化がみられるが、それらは、慶安元年から明暦二年までの町触と、寛文二年から宝暦五年までに出された町触の二つに大別することが出来よう。まず、慶安元年から明暦二年の間に出来た四点の町触を見ると、正月の破魔弓（はま矢）、羽子板に金箔、蒔絵などを施してはならないこと、また、水あびせと称する正月に新婚に水をかけて祝う行事をしてはならないこと等の制限と組合わされて出されている。

これは火災防止のみならず、水あびせ行事の禁止と同様、むしろ風俗統制の色彩が濃いものであると考えられよう。それに比べて寛文二年以降の町触が大きく異なる点は、火災予防の条文と組合わされて出されたり、もしくは単独で出されていることである。

大別した二つをさらに細分化すれば、凡そ次の七つにまとめることが出来るようと思われる。

第一は、慶安元年及び承応二年の町触である。内容は慶安元年（一六四八）十一月十九日の町触で、左義長に薪をたくさん積み重ねて焚くことが制限されている。また、門松は十五日まで片付けてはならないことが布令られている。その後、承応二年（一六五三）の十二月にも慶安元年の町

第二は、明暦元年（一六五五）、同二年（一六五六）の町触である。左義長の取り扱いに関しては第一のグループとほとんど変化はないが、門松の片付けに関する条文がきびしくなっている。

第三は、寛文二年（一六六二）の町触である。第二までの左義長の制限と異り、ここでは、町中での左義長は堅く禁止されている。「前々より」とあることからすでに明暦二年から寛文二年までの間に禁制が出されていたことが想像できる。また、松かざりは七日の朝に片付けることになり、従来の十五日から期間が短縮されている。

第四は、寛文五年（一六六五）の町触である。条文が具体的であり、禁止の徹底をはかつてることを伺うことが出来る。これは、火を焚く左義長の禁止と同時に、左義長と集合し、一連の行事となっている「さいの神」の行事も禁止していることから伺うことが出来よう。寛文二年にきびしく左義長を禁止したことによって、火を焚く行為は下火になつたのであろうが、「さいの神」行事は続けられていたことと考えられる。左義長と結び付いた「さいの神」行事も禁止することによって、火祭り行事全体の根本的消滅を図つたのであろう。

第五は、延宝八年（一六八〇）、延宝九年（一六八一）天和二年（一六八二）、天和三年（一六八三）、天和四年（一六

八四）の町触である。寛文年間の厳しい禁止にもかかわらず、寛文五年から十五年を経て五年続けて禁止の町触がされるということは、江戸町中で左義長は継続されていたのであろうか、それとも消滅したかに見えた左義長がまた江戸の町中に復活していたと考えるべきなのであろうか。この間の左義長禁止に関する町触の内容は、町中で左義長を行うこととの禁止と正月飾りの処分方法についてである。特に処分方法については、飾りの道具類は屋敷の内でも道筋においても焼くことを禁じ、ごみ捨て場へ捨てること、または薪にして処分することが布令られており、江戸の塵芥処理の問題も絡んでいることが伺える。さらに重要な変化は、火の用心を心がけること、火消人足のこと等、防火・消防についての条文と組み合わされて出されていることである。

さらに、左義長禁止の町触は天和四年以降も出されている。条文は形式化し、延宝、天和年間のものとほとんど同じであるが、火事に関する条文と切り離されて単独で出されている。この頃になると左義長はほとんど行われることなくなり、火災の危険も遠退いていたのであろうか。しかし、その内容からさらに二つに分ける必要がある。

第六は、元禄十六年（一七〇三）の町触である。末尾の朱書から宝永三年（一七〇六）まで同文言の町触が出されていたことが知れる。前述のとおり、第五の町触から火災

防止の条文を除けば、左義長禁止に関する条文は同文言である。

第七は、正徳六年（一七一六）と最後に出された宝暦五年（一七五五）の町触である。左義長禁止に関する条文は第五、第六のグループと同文言であるが、第六の元禄十六年の町触と異なる点は再び火災防止の文言が加わっている点である。厳しい禁止によって江戸の町中では消滅したかにみえた左義長も民衆の側のまだこの行事を継続しようといふ意識は完全に払拭しきれていなかつたのであろうか。

#### 四

幕藩体制が成立し、將軍家のお膝下として繁盛をみせた寛永期（一六二四～四三）の江戸の町々は、全国から入り込んだ多様な人々によつて埋められ、寛永末年になると流入者の増加による治安の悪化や、火災の頻発などに対応する町政が必要<sup>16</sup>とされていたといわれる。都市化、つまり人口の集中が顕在化したこの時期は、伝統的な民俗行事も本来の姿から離れ、遊楽の度を強め、都市の喧騒を煽りたてるものの一つとみられたのではなかろうか。

幕府は、從来、火災に対して無対策にちかく、江戸は都市創設以来、火災都市と名の付くほど頻繁に大火に見舞われていた。そして、それは冬季の季節風である北風、北西風により、ほとんどが旧暦の十二月・正月・二月に集中

し立っていたため、正月に行われる左義長は非常に危険な行事であったのである。貝原益軒は貞享四年（一六八七）に刊行した『日本歳時記』<sup>(18)</sup>で

十五日

今日を上元といふ。是道家の説なり。今晩門

松。注連縄等を俗にしたがひて焼べし。但家ちかき所にてやけば、火灾の憂あり。爆竹の火より回禄出来た事、近年も多し。しかれば家近き所、又は宅せばくば、竈の下に焼べし。風静なる夜は、門外に焼も又可なり。

と、左義長の火から火灾が発生したことのあつたことを記している。

幕府は明暦三年（一六五七）の大火以降、火灾に対しても様々な対策を施しているが、防火対策の一つとして行った都市改造事業は<sup>(19)</sup>、その後の都市構造を大きく変化させた。以前にもまして江戸の町は拡大し、たくさんの人々が集住するようになつたため、寛文二年さらに正徳三年（一七一三）と、従来、代官が支配していた町並地を町奉行の支配に組み込んで<sup>(20)</sup>いる。拡大した江戸の町は、以前にもまして火灾の危険が増大したのである。

寛文二年、五年に出された町触、そして正徳六年に出された町触は、町奉行支配地である江戸の町の拡大に伴う法令徹底のために出された町触の性格を有するものであつたともいえよう。また、寛文二年以降、それまでの制限から

左義長禁止に強化されたのは江戸の町がさらに拡大し、より都市化が進行したからにはなるまい。左義長、サインカミの祭りが消滅した最も大きな契機は、防火対策の徹底によるものであつたと考えられる。

ところで、寛文二年の町触が、正月の松ざかりは十五日までは片付けてはならないとした従来の町触と異なり、七日の朝に片付けることを布令しているが、正月の飾りものの片付けについて、『嬉遊笑覧』には

正月の松かざり ○正月の松かざりむかしは久しく立て置たり、寛文二年寅正月六日町触に、松かざり明七日朝取可申事、其後もなほやまざりしと見えて、寛文十年戌正月又おなじ法度の触ありて、来年よりは相触申間敷候間毎年左様相心得可申候と見えたり、昔日の人情今より見れば雅なきやうなれど、久習一旦にはうせがたきこと多し、武家には久しく立おくもあれど、大かたは門飾を取て其跡に松の木梢を折て挿おくこの故なり、明暦元年乙未十二月廿二日、正月の松かざり十五日前は此方より一左右次第取可申事と見ゆ、

とあり、かつて十五日に片付けた松ざかりを七日の朝取ることとなつたため、「久習一旦にはうせがたきこと多く、そのあとに松の木の梢をさすようになったことが記されている。なお、時代は近世後期、文化六年（一八〇九）に下るが、前出の大場家では、（家例年中行事）、正月七日未明

## に門松を取り

ある。

一、門松取事。七種之粥上済候ハヽ、曉方不夜明候共  
第一番ニ表門門松除取、夫より玄関取ベし。以後、  
表の方先へ取、稻荷門松迄下ル。  
但、表門外裏ヲ折、ミどり三階ニして松取候跡へ立  
置。玄関同断。外者松之真計折立置。

正月十四日に門松を取った跡へ、にわとこの木で作つた  
「削り掛け」を立てるることを家例の年中行事としている。ま  
た、山崎美成の『民間時令』<sup>(21)</sup>の記載によると

今江戸にて正月七日まで松を立、八日の朝納ることは、  
常憲君宝永六年正月十日御他界まし／＼しゆゑ、江戸  
中かざり松を取たり、其翌年より正月十日に上野御成  
に付、八日の早朝に納むことにはなりにたり、この  
風俗は江戸のみなり

と、常憲君すなわち徳川綱吉の他界を契機として、翌七年

より正月八日の早朝に取るようになつたとある。

ところで民俗学では、正月六日の夜から七日の朝を重要  
な折り目と考えている。この日で大正月の行事は終わり、  
門松や松かざりを取ってしまう土地は多く、元日からこの  
日までを松の内といつて、小正月の準備開始の日としてい  
る。なお、多摩地域のサイノカミの伝承を見ると、正月七  
日の朝に家々を回つて正月の飾りものを集め、それを高く  
積み上げ、十四日（十五日）の朝もしくは夕方燃やしたと

慶安元年、承応二年の町触で松かざりは十五日までは置  
いておくこと、また、明暦元年、二年の町触では十五日前  
に片付けるときには町奉行所の指図をまつこと、と言つた  
条文を入れるということは、慶安元年以前はむしろ十五日  
以前に片付けることが一般的に行われていたとみるべきで  
はなかろうか。

したがつて、慶安元年から明暦二年までの左義長禁止の  
町触が、十五日まで門松の片付けをしてはならないと布令  
たのは、七日の朝に正月飾りを集めに回るサイノカミの祭  
りの行為（七日に集めた松かざり等を十五日の左義長で燃やす）  
を止めるためであつたと考えられよう。つまり、寛文五年  
の町触に「さいの神仕、往行之妨ニ罷成」とあるように  
サイノカミの祭りの規制であり、これも風俗統制の一環で  
あつたと思われる。

その後、寛文二年の町触で七日の朝取るように布令たの  
は、慶安元年から明暦二年までに出した十五日まで片付け  
てはならないとした条文の撤回と見るべきであろう。松か  
ざりを七日の朝、取るように布令した町触は、寛文六年（一  
六六五）に出され、以後、同十年（一六七〇）まで出されて  
いる。いずれも単独の条文で出されており、左義長、サイ  
ノカミ祭りと切り離されている。

覚

一 前々之通、松かさり明七日朝とり可被申候、附、  
海道掃除之儀も可被申付候、少も油断有間敷候、以

上、

(寛文六年)  
正月六日

〔附録  
(采書)

町寄三人

右松かさり之御触、寛文十戌年迄右之通之御触、  
翌亥年々無之」

つまり、寛文二年に町触で、正月十五日の左義長を厳禁した(「左義長前々より堅御法度ニ候」とあり寛文二年より前から禁止されていたと考えられる)ため、江戸の町中ではこの行事が殆ど見られなくなっていたので、左義長禁止の条文と一緒に出す必要がなかったのである。そのため慶安元年以前の伝統的な日程に戻したのではないかろうか。その後、正月飾りの処分方法が延宝九年以降の左義長禁止の町触に加わるのは、正月飾りを集めに回り、それを焚きあげた、かつての行事が消滅したことにはかかるまい。

## 五

近世前期から遅くとも中期には江戸の町から消滅したと思われる左義長、サイノカミの祭りが、以後も都市周辺さらに多摩地域では継続して行われていたことは、熊川村の石川家日記や世田谷大場代官家『家例年中行事』、小山田与清の『松屋筆記』でみたとおりである。江戸の町中と異

なりこの地域からこの行事が消滅していくのは近代に入つた明治以降のことである。

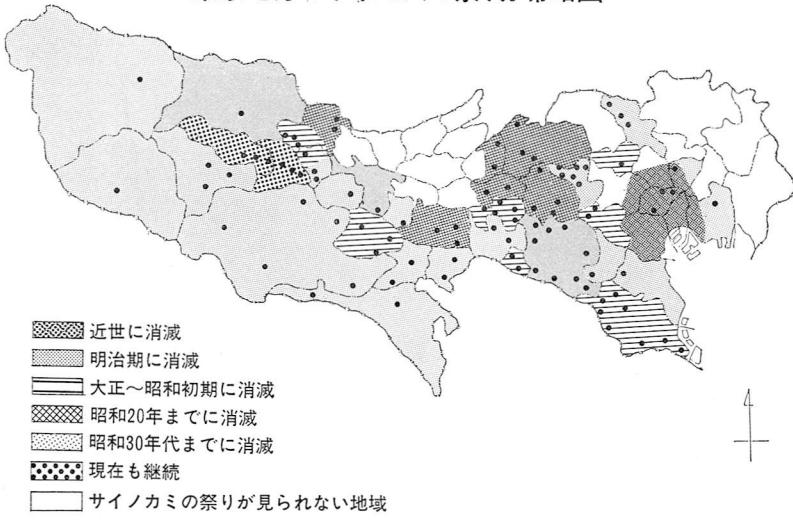
近代、明治以降の東京地方の左義長、サイノカミの祭りの状況については、東京都内では各自治体によって編纂された区市町村史及び民俗調査報告書に見ることが出来る。

従つて、これらの資料をもとにこの地方における消滅の契機についてふれてみたい。なお、詳細は別稿<sup>22)</sup>にゆずり本稿では概略をふれるにとどめる。

東京地方の近代、明治以降のこの行事の消滅には種々の契機が考えられるが、先ず第一にあげることの出来るのは、周囲の環境の変化、つまり、近郊への宅地化の進行と人口の増大とともになう都市化により、火災の危険性が行事を消滅に導いたことである。

東京周辺部の都市化の進行状況には地域差が伴うが、都市化すなわち火災の危険を契機とするサイノカミの祭りの消滅の時期の分布をみると、世田谷区粕谷町<sup>23)</sup>では明治三十年代に、同池尻<sup>24)</sup>では明治末期に、杉並区井荻・和田堀、高井戸<sup>25)</sup>では明治末頃、渋谷区幡ヶ谷<sup>26)</sup>では大正二・三年頃、狛江市<sup>27)</sup>では大正十年頃に、豊島区<sup>28)</sup>では大正末頃、三鷹市野崎<sup>29)</sup>では大正期に、練馬区上石神井村<sup>30)</sup>では昭和の初期に、保谷市上保谷<sup>31)</sup>、下保谷<sup>32)</sup>では昭和初期に消滅している。消滅した時期の下限を昭和初期までとするならば、都心部から凡そ二十キロメートル圏内

## 東京地方のサイノカミの祭り分布略図



### ● サイノカミの祭り確認地点

(各自治体発行の区市町村史、民俗調査報告書及び『東京都民俗地図』東京都教育委員会を参考し作成)

の地域に、この傾向があてはまるといえよう。

第二には、大きな社会変動と時代性を消滅の契機とする場合である。それらを列挙すると、大正末期の生活改善運動による消滅の例がある。これは生活様式の改善と合理化を目的とした運動が、旧い慣習や風俗の除去もその対象としたために消滅したものである。西多摩郡羽村町の宮の上、宮の下、原、間坂、田の上、根岸、東ヶ谷戸、川崎の各地區では、大正末期（十二年～十四年）に新生活運動で生活改善をすすめたことによりこの行事をやめたという事例報告が<sup>(33)</sup>ある。

また、戦争も消滅の契機の一つである。西多摩郡瑞穂町元狭山地区高根<sup>(34)</sup>では灯火管制の規則が出たことにより行事を中止している。西多摩郡五日市町伊奈地区<sup>(35)</sup>でも第二次大戦中、燃料不足の時代にサイノカミを行うのは燃料の無駄になるからという理由から取り止めたようである。さらに、昭和三十年代以後は高校入試の激化、受験戦争により行事継続の主体者である小・中学生の参加が出来なくなつたことにより消滅した例もある。秋川市牛沼<sup>(36)</sup>では昭和三十八年にはリーダーの中学生三年生が進学勉強のためにサイノカミを作らなかつたといいう。

その他、消滅した年代は特定できないが、学校教育からの行事の規制や禁止の事例も多い。正月七日に正月飾りなどを集めるさいに、各家から貰うおさい錢を物乞い<sup>(37)</sup>と

みなしたり、風紀上よくない<sup>(33)</sup>として禁止しているのである。大きな社会変動と時代性を消滅の契機とすると思われる事例をあげてみたが、これは昭和四十年代以降に都市化のきざしのあらわれている地域である。

第三は、政治の力が消滅へと導いた例である。明治初年代の多摩地域は神奈川県の統治下にあったが、神奈川県は開明的な県令があいついで就任し、数々の文明開化政策が行われた<sup>(34)</sup>といわれる。例えば、戸籍法の実施、太陽暦の制定、徵兵制の公布、学制の頒布、大小区制、地租改正等が他県に先駆けて実施されていること等である。

外国人の横行する横浜を県庁所在地とする神奈川県は、明治六年（一八七三）に違式条例を公布し、野蛮な風習を改めるべく、厳しく取り締まりの罰則を設けた。この条例の公布をきっかけに横浜はもとより農村の風俗習慣、年中行事もことごとく文明開化の時代にそぐわないという風潮を生みだし、打破、禁止の投書が新聞紙上をにぎわしたようである。

明治六年十二月二十七日発行の『横浜毎日新聞』第九二五号に、「旧習の些事一洗を乞ふ」と題した第十区内二番組の読者（農夫某）からの投書が掲載されている。少し長文であるが、行事の内容も詳しいので紹介したい。

月に替り日に改る熗事良法ハ除旧布新的政教に出る衆鹿の風俗を善に移すの基礎にして就中開化の根元也今

や旧励勉業非常に旧来の汚染を一洗せすんハ至仁の聖意に悖戾するのみならず豈文明の民たるを得んや誠に今日の如き各國交親の際に当り因循歲月を費やすの時に僕の如きハ遠地の景況如何を知らずと唯四隣の実事旧習不脱の概略を述ぶ所謂從前之弊每歲一月三日或ハ七日を始として十四日を期とす各村道祖神を祭と称し道路田畔に門飾松竹の技葉を以雨露霜雪をさくる為めに一ツの小屋をなし村中二拾歳以下の男子幼童銘々炭薪を携へて会し祭神に供る神酒代或ハ燈明油錢杯と唱へ毎戸に錢を集む如何なる貧舎も錢を投与するの事を不免昼夜を別たす炉火を焚て飲食をなすに放歌悪口淫語を罵る亦衝に在てハ往復男女の腰下に附纏ひ僅の錢を乞得て屢賽の目に托し勝敗を争ふに種々の名称を以す其弊風殆乞丐人に類す各国の父母も我子賤劣の举动を戒めず左のミ耻辱とせざるハ實に憫然に堪へたり嗚呼方今小学進歩の幼児輩にして教養の妨碍尠とせず來歲一月此惡弊をして廃却有ん事を冀ふ者ハ事小と雖も前件の如き苦し丐兒の所為に非らすんハ全く野蕃の風習にして御国体に關係あるを嘆し之を貴社に托する

明治八年（一八七五）に青梅市の宿（上町、仲町、本町）では、神奈川県大羅卒山本吉勝によつて、塞の神の行事が廢止させられたが、青梅市森下、鈴木家の絵巻物<sup>(45)</sup>に

(前略) 明治維新ノ際、同八年所轄ハ神奈川県。人民保護ノ為メニ置レタル大羅卒山本吉勝之ヲ廢ス。と記されている。神奈川県の羅卒、山本は、おそらく、明治六年以後の文明開化の盛り上がりの中で、禁止したものと考えられるが、禁止の根拠としたのは明治三年に出された神奈川県の次の禁令(41)であろう。

#### 第四十 サイノ神祭 庚午十二月

村々於テ早春ノ内サイノ神祭ト唱ヘ児童相集往来ノ

者ニ錢ヲ乞不与節ハ繩張等イタシ通路ヲ「妨」候由

幼童ノ戯トハ乍申風俗ヲ濫候所業甚無謂事ニ付向後

右体ノ儀無之様村役人并其父兄ヨリ急度相制シ可申

候

また、貴人の死亡、葬儀に際し、この行事を遠慮中止したことときつかけとして、以後、行われなくなつた例もある。立川市柴崎(42)では、明治四十年(一九〇七)孝明皇后

が亡くなつたときに、「滝の上では、いつもの年と同じに明け方に火をつけ(略)にぎやかに「万歳」「万歳」と滝の上だけ火をつけたら、警察がやってきて「一寸來い」「滝上のでは誰に許されて火をつけたんだ」ということになつて、よく聞いてみるとその朝皇太后陛下(孝明皇后)がおかくれになりその日は取り止めするよう、連絡がまわつていた(略)村の重立つた人々が警察によびだされ、一週間も帰してもらえなかつたという事件があつた。それ以後、

どこでもサイノカミは立ち消えとなり、廃止されてしまつた」という。

福生市永田(43)でも、大正天皇御大葬儀のため大正十五年を最後として取り止めになつたといふ伝承がある。政治の力によつて消滅したという事例は多くないが、大きな社会変動や時代性によつて消滅した事例と同様、昭和初期までに都市化を契機として消滅した地域とは異なり、多摩地域に偏在してみられた。

おわりに

東京地方で近世から近代、さらに現代に至る間に消滅していく年中行事の一つである左義長、サイノカミの祭りを事例として、特に消滅の契機となつた事柄に注目し、時代性と地域性を考えてみたが、その結果、次の諸点が明らかになつたと思われる。

まず、この行事は、多摩地域をはじめ東京地方では広く見られた年中行事であった。しかし、近世前期おそらく中期までに江戸の町中では、江戸の都市化とともに禁止され消滅したが、郊外や多摩地域では禁止されなかつたため、近代以降も行われていたこと。そして、都心から半径二十キロメートルの圏内の地域では昭和初期までに都市化を契機として消滅したことである。

さらに、慶安元年以降、宝曆五年に至る間に出された左

義長禁止の町触をみると、明暦二年の町触と寛文二年の町触の間をさかいとして大きな変化がみられることである。つまり、前者が制限とする文言であるのに対し、後者が禁止とする文言となっている点であるが、これは明暦三年の大火を契機とする防火対策の徹底のためと思われる。そして、慶安元年、明暦二年の町触は防火対策以上に大都市江戸の治安対策、風俗統制の色彩が濃いことである。

次に、近代以降、東京地方で行われていたサインカミの祭りが消滅していく契機に、まず都市化によるもの、そして文明開化を理由とする政治の力によるもの、さらに大正期の生活改善運動や戦争など大きな社会の変動を契機とするもの等、時代性と地域性が大きな影響力をもつていてることが明らかとなつたことである。

しかし、はじめに目的とした地域社会の変動と時代性、さらに政治的状況をより明らかにするには、より広範囲に分析の対象をひろげて考察を加えなくてはならないことは言うまでもない。すでに和歌森太郎氏は(4)、近世の越後長岡領のさいの神祭りを分析して、天保十年（一八三九）の頃は、全国的に伝承的行事に猥雑だとして干渉統制を加える傾きが濃く、幕府の当時の政策と無関係のことではなかったと述べている。また、安丸良夫氏<sup>(45)</sup>は、明治二年（一八六九）正月の山梨県の布告「道祖神祭（塞ノ神祭）ノ弊習ヲ禁ス」を取り上げて、この行事の主体が若者組にあ

ることから、民俗行事は地域の秩序を乱し村落支配者層の統制をはみださず原因の一つであり、国家の富強と地方支配の強化をめざす維新新政府にとって抑圧すべき対象であったと述べている。

今後、これらの成果を汲んで、行事そのものの意義を問うとともに、また視点をかえて考察を行うことを課題としている。

注  
（1）宮田登『都市民俗論の課題』未来社、一九八二

（2）『風俗』62、一九七五

（3）『図書』1987-3 岩波書店

（4）（44）「歴史研究と民俗学」『和歌森太郎著作集10』弘文堂、一九八一

（5）文化庁編『日本民俗地図』国土地理協会

（6）脇田雅彦「サエノカミの伝承民俗について」『信濃』33  
一九八六

（7）神奈川県『神奈川県史・各論編5民俗』

（8）多仁照広編『多満自慢石川酒造文書第二巻』霞出版社、一九八六

（9）『福生市の民俗一年中行事』福生市教育委員会、一九

（10）大場弥十郎著、稿本三冊、『口訣家例年中行事—上町大場家』世田谷区教育委員会、一九八六  
（11）『重要文化財大場家住宅調査報告書』世田谷区教育委員

会、一九八六

(12) 物集高見・高量『広文庫8』名著普及会

(13) 『日本庶民生活史料集成第9巻』三一書房、一九六九

(14) 『日本隨筆大成別巻10』吉川弘文館

(15) 近世史研究会『正宝事錄』日本學術振興会、一九六四

(16) (19) (20) 吉原健一郎『江戸の町役人』吉川弘文館、一九八〇

(17) 吉原健一郎「江戸災害年表」『江戸町人の研究5』吉川弘文館、一九七八

(18) 大森志郎解説、八坂書房、一九七二

(19) 『続日本隨筆大成別巻12』民間風俗年中行事下』吉川弘文館、一九七三

(20) 「東京地方のサイノカミの祭りについて(仮題)」『福生市郷土資料室年報VII』所収の予定

(21) 『東京都民俗資料緊急調査報告』東京都教育委員会、一九六六

(22) 『東京地方のサイノカミの祭りについて(仮題)』『福生市郷土資料室年報VII』所収の予定

(23) 『東京都民俗資料緊急調査報告』東京都教育委員会、一九七九

(24) 『せたがやの民俗』世田谷区教育委員会、一九七九

(25) 『新修杉並区史』杉並区役所、一九八二

(26) 『幡ヶ谷郷土誌』渋谷区立図書館、一九七八

(27) 『狛江市史・附編思い出の生活誌』狛江市、一九八五

(28) 『豊島区民俗資料調査報告書』豊島区史編纂委員会、一九八〇

九七七  
九七七

(29) 『三鷹の民俗一野崎』三鷹市教育委員会、一九八〇

(30) 『古老聞書II』練馬区教育委員会、一九八〇

(31) 『上保谷の民俗 資料報告』保谷市史編さん委員会、一九八三

(32) 『下保谷の民俗 資料報告』保谷市史編さん委員会、一九八六

(33) 『はむら民俗誌』羽村町教育委員会、一九八二

(34) 『瑞穂町史』瑞穂町役場、一九七四

(35) (36) 石川博司『秋多町のサイノカミ』『武藏野』45—2・3、一九六五

(37) 『町田市史』町田市役所、一九七六

(38) 『府中市史下』府中市役所、一九七四

(39) 渡辺寛『村落の明治維新研究』三一書房、一九八四

(40) 『定本市史青梅(下)』青梅市役所、一九六六

(41) 『神奈川県史料第一巻』神奈川県立図書館、一九六五

(42) 『立川の年中行事』立川市教育委員会、一九八二

(43) 『九十年』福生市立第一小学校、一九六四

(44) 『神々の明治維新』岩波書店、一九七九

(みやた・みつる 福生市郷土資料室勤務・五日市町在住)